

議案第18号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「医療費受給者」とは、別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者及び同表第3号に掲げる者のうち病院又は診療所(以下「病院等」という。)に入院しているもので老人保健法(昭和57年法律第80号)第25条の規定による医療の給付を受けるものを除く。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>

(助成)

第3条 略

2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。

(1) 別表第1号から第3号までに掲げる者にあつては、医療費の全部の額

(2) 別表第4号から第6号までに掲げる者にあつては、医療費から一部負担金の額に相当する額(以下「一部負担金相当額」という。)を控除した額

3～9 略

第4条 医療費の助成は、療養又は医療を受けた病院又は診療所(以下「病院等」という。)、老人訪問看護ステーション若しくは訪問看護ステーション(別表第1号及び第2号に掲げる者が療養を受けた場合に限る。)又は薬局(以下「医療機関等」という。)に支払うことによつて行ふ。

2及び3 略

第5条～ 略

別表(第2条、第3条関係)

(1)及び(2) 略

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が1級で

(助成)

第3条 略

2 前項の規定による助成の額は、次のとおりとする。

(1) 別表第1号及び第2号に掲げる者にあつては、医療費の全部の額

(2) 別表第3号に掲げる者のうち病院等に入院しているものにあつては医療費(入院時の食事療養に係る費用を除く。)から一部負担金の額に相当する額(以下「一部負担金相当額」という。)を控除した額

(3) 別表第3号に掲げる者のうち病院等に通院しているものにあつては医療費(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第32条第1項に規定する精神障害の医療に要する費用に限る。)の全部の額

(4) 別表第4号から第6号までに掲げる者にあつては、医療費から一部負担金相当額を控除した額

3～9 略

第4条 医療費の助成は、療養又は医療を受けた病院等若しくは老人訪問看護ステーション若しくは訪問看護ステーション(別表第1号及び第2号に掲げる者が療養を受けた場合に限る。)又は薬局(以下「医療機関等」という。)に支払うことによつて行ふ。

2及び3 略

第5条～ 略

別表(第2条関係)

(1)及び(2) 略

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が1級である者として記載されて

ある者として記載されている者	いる者で規則で定めるもの
(4) 略	(4) 略
(5) 母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 5 条第 1 項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和 39 年政令第 224 号)第 1 条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第 2 号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同項に規定する配偶者のない男子で現に児童 (18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。以下同じ。) を扶養している者のうち規則で定めるもの並びにこれらの者が扶養している児童	(5) 母子及び寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号) 第 5 条第 1 項に規定する配偶者のない女子で現に児童 (18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。以下同じ。) を扶養している者のうち、規則で定める者及びその者が扶養している児童
(6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者 (4 歳以上の者にあつては、病院等に入院しているものに限る。)	(6) 4 歳未満の者 (3 歳以上の者にあつては、病院等に入院している者に限る。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三朝町特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療にかかる医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療にかかる医療費の助成については、なお従前の例による。